

議案第27号 説明資料

幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例				改 正 条 例				
○幕別町道路占用料に関する条例 (昭和52年 3月25日 条例第18号)				○幕別町道路占用料に関する条例 (昭和52年 3月25日 条例第18号)				
第1条～第7条 略				第1条～第7条 略				
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)				
占用物件		占用料		占用物件		占用料		
		単位	料金			単位	料金	
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1 年	380	法第32条	第1種電柱	1本につき1 年	430	
	第2種電柱		580	第1項第	第2種電柱		670	
	第3種電柱		780	1号に掲	第3種電柱		900	
	第1種電話柱		340	げる工作	第1種電話柱		390	
	第2種電話柱		540	物	第2種電話柱		620	
	第3種電話柱		740		第3種電話柱		850	
	その他の柱類		支線柱 (線及び柱に より電柱を支えるも の)	34	その他の柱類		支線柱 (線及び柱に より電柱を支えるも の)	39
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メー トルにつき1年	3	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メー トルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		長さ1メー トルにつき1年	2	地下に設ける電線その他の線類		長さ1メー トルにつき1年	2
	路上に設ける変圧器		1個につき1 年	330	路上に設ける変圧器		1個につき1 年	380
地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	200	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	230			

現 行 条 例				改 正 条 例			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	680		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	780
	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局		204		工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局		234
	郵便差出箱及び信書便差出箱		280		郵便差出箱及び信書便差出箱		330
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	670		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	590
	その他のもの	時刻表示板、非常用救助袋固定環及び電気自動車のための充電機器	占用面積1平方メートルにつき1年		680	その他のもの	時刻表示板、非常用救助袋固定環及び電気自動車のための充電機器
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	14	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		20		外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		30		外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		41		外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		61		外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		81		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		200		外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		230
	外径1メートル以上のもの		410		外径1メートル以上のもの		470

現 行 条 例				改 正 条 例						
法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	鉄道、軌道及び索道		占用面積1平 方メートルに つき1年	680	法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動運行補 助施設	法第2条第 2項第5号 に規定する 自動運行装 置による検 知の対象と して設置す る導線その 他の線類	地下に設け るもの		2
								その他のも の		8
								道路の構造又は交通の状 況を表示する標示柱その 他の柱類	1本につき1 年	620
法第32条 第1項第 4号に掲 げる施設	アーケード			68	法第32条 第1項第 4号に掲 げる施設	アーケード			78	
	日よけ、雨よけ及び雪よけ			680		日よけ、雨よけ及び雪よけ			780	
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及び地下 室	階数が1のもの	Aに 0.005を 乗じて 得た額	Aに 0.008を	法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及び地下 室	階数が1のもの		Aに 0.004を 乗じて 得た額	
		階数が2のもの	Aに 0.008を				階数が2のもの	Aに 0.006を		
					その他のもの			780		
							上空に設け るもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	390	
							地下に設け るもの		230	

現 行 条 例					改 正 条 例				
				乗じて 得た額					乗じて 得た額
		階数が3以上のもの		Aに 0.01を 乗じて 得た額			階数が3以上のもの		Aに 0.007を 乗じて 得た額
	上空に設ける通路			330	上空に設ける通路				290
	地下に設ける通路			200	地下に設ける通路				180
	その他のもの	地下駐車場、通路 (上空又は地下に設 けるもの以外のもの) 及びベルトコン ベア		680	その他のもの	地下駐車場、通路 (上空又は地下に設 けるもの以外のもの) 及びベルトコン ベア			780
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的 に設けるもの	占用面積1平方メートルに つき1日		7	法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的 に設けるもの	占用面積1平方メートルに つき1日		6
	その他のもの	占用面積1平方メートルに つき1月		67		その他のもの	占用面積1平方メートルに つき1月		59
道路法施 行令(昭 和27年政 令第479 号。以下 「令」と いう。) 第7条第 1号に掲 げる物件	看板で電柱類(電柱、電話柱、街灯、消 火栓標識柱)に添架する広告物	表示面積1平方メートルに つき1年		469	道路法施 行令(昭 和27年政 令第479 号。以下 「令」と いう。) 第7条第 1号に掲 げる物件	看板で電柱類(電柱、電話柱、街灯、消 火栓標識柱)に添架する広告物	表示面積1平方メートルに つき1年		413
	看板(アーチで あるものを除く 。)	一時的に設けるもの		67		看板(アーチで あるものを除く 。)	一時的に設けるもの		59
		その他のもの		670		その他のもの			590
	標識	バス停留所標識	1本につき1	270		標識	バス停留所標識	1本につき1	310
		商店・会社・商品名 を表示せず理容所、	年	540			商店・会社・商品名 を表示せず理容所、	年	620

現 行 条 例					改 正 条 例				
		クリーニング所等の業種を示すマーク及び工場、寮等への道程を示す案内標識					クリーニング所等の業種を示すマーク及び工場、寮等への道程を示す案内標識		
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6
		その他のもの	1本につき1月	67			その他のもの	1本につき1月	59
	幕（令第7条第4号に掲げる工 事用施設である ものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	7		幕（令第7条第4号に掲げる工 事用施設である ものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	67			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590
		その他のもの		330			その他のもの		290
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	680	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	780
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同条第5号 に掲げる工 事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	67	令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同条第5号 に掲げる工 事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			つき1月	68	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			つき1月	78
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額

現 行 条 例				改 正 条 例			
	<u>地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの</u>	<u>階数が1のもの</u>	Aに 0.005を 乗じて 得た額	<u>地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの</u>	<u>階数が1のもの</u>	Aに 0.004を 乗じて 得た額	
		<u>階数が2のもの</u>	Aに 0.008を 乗じて 得た額		<u>階数が2のもの</u>	Aに 0.006を 乗じて 得た額	
		<u>階数が3以上のもの</u>	Aに 0.01を 乗じて 得た額		<u>階数が3以上のもの</u>	Aに 0.007を 乗じて 得た額	
	<u>その他のもの</u>	Aに 0.033を 乗じて 得た額	<u>その他のもの</u>	Aに 0.025を 乗じて 得た額			
令第7条 第9号に 掲げる施 設	<u>建築物</u>	Aに 0.023を 乗じて 得た額	令第7条 第9号に 掲げる施 設	<u>建築物</u>	Aに 0.022を 乗じて 得た額		
	<u>その他のもの</u>	Aに 0.016を 乗じて 得た額		<u>その他のもの</u>	Aに 0.015を 乗じて 得た額		
令第7条 第10号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	<u>建築物</u>	Aに 0.023を 乗じて 得た額	令第7条 第10号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	<u>建築物</u>	Aに 0.022を 乗じて 得た額		
	<u>その他のもの</u>	Aに 0.016を 乗じて		<u>その他のもの</u>	Aに 0.015を 乗じて		

現 行 条 例			改 正 条 例								
			得た額						得た額		
令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路 面下に設けるもの		Aに 0.023を 乗じて 得た額	令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路 面下に設けるもの		Aに 0.022を 乗じて 得た額	令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路 面下に設けるもの		Aに 0.031を 乗じて 得た額
	その他のもの		Aに 0.033を 乗じて 得た額		その他のもの		Aに 0.025を 乗じて 得た額				
令第7条第12号に掲げる器具			Aに 0.033を 乗じて 得た額	令第7条第12号に掲げる器具			Aに 0.025を 乗じて 得た額				
令第7条 第13号に 掲げる施 設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道 若しくは自動車専用道路（高架のものに 限る。）の路面下に設けるもの		Aに 0.023を 乗じて 得た額	令第7条 第13号に 掲げる施 設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道 若しくは自動車専用道路（高架のものに 限る。）の路面下に設けるもの		Aに 0.022を 乗じて 得た額	令第7条 第13号に 掲げる施 設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道 若しくは自動車専用道路（高架のものに 限る。）の路面下に設けるもの		Aに 0.031を 乗じて 得た額
	その他のもの		Aに 0.033を 乗じて 得た額		その他のもの		Aに 0.031を 乗じて 得た額				
備考 略				令第7条第14号に掲げる施設			Aに 0.031を 乗じて 得た額	備考 略			